



環境省報道発表

令和7年2月21日（金）

令和5年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和5年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたので、お知らせします。

【添付資料】

- ・ 別添 悪臭防止法等施行状況調査の詳細

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和5年度悪臭防止法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

<概要は次ページ以降>

内容についての問合せ先			
環境省水・大気環境局			
環境管理課環境汚染対策室			
代 表	03-3581-3351		
直 通	03-5521-8299		
室 長	鈴木 清彦		
室長補佐	増田 大美		
担 当	鈴木 将和		
担 当	櫻庭 愛奈		

■ 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和5年度は11,735件（前年度12,435件）であり、前年度に比べ700件（前年度比5.6%）減少しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く2,603件（全体の22.2%）、サービス業・その他が1,911件（同16.3%）、個人住宅・アパート・寮が1,584件（同13.5%）等でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和5年度末時点で、全国の市区町村数の75.6%に当たる1,317市区町村（前年度1,315市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和5年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,352名（前年度3,299名）でした。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

令和5年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は4,171件（前年度4,497件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は870件（同944件）、報告の徴収は230件（同245件）、悪臭の測定は58件（同73件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは25件（同20件）でした。また、行政指導は763件（同762件）、同法に基づく改善勧告は7件（同2件）、改善命令は0件（同0件）でした。

以 上

悪臭防止法等施行状況調査の詳細

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和5年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は11,735件であった。これは前年度(12,435件)と比べて700件(前年度比5.6%)の減少となった(図1)。

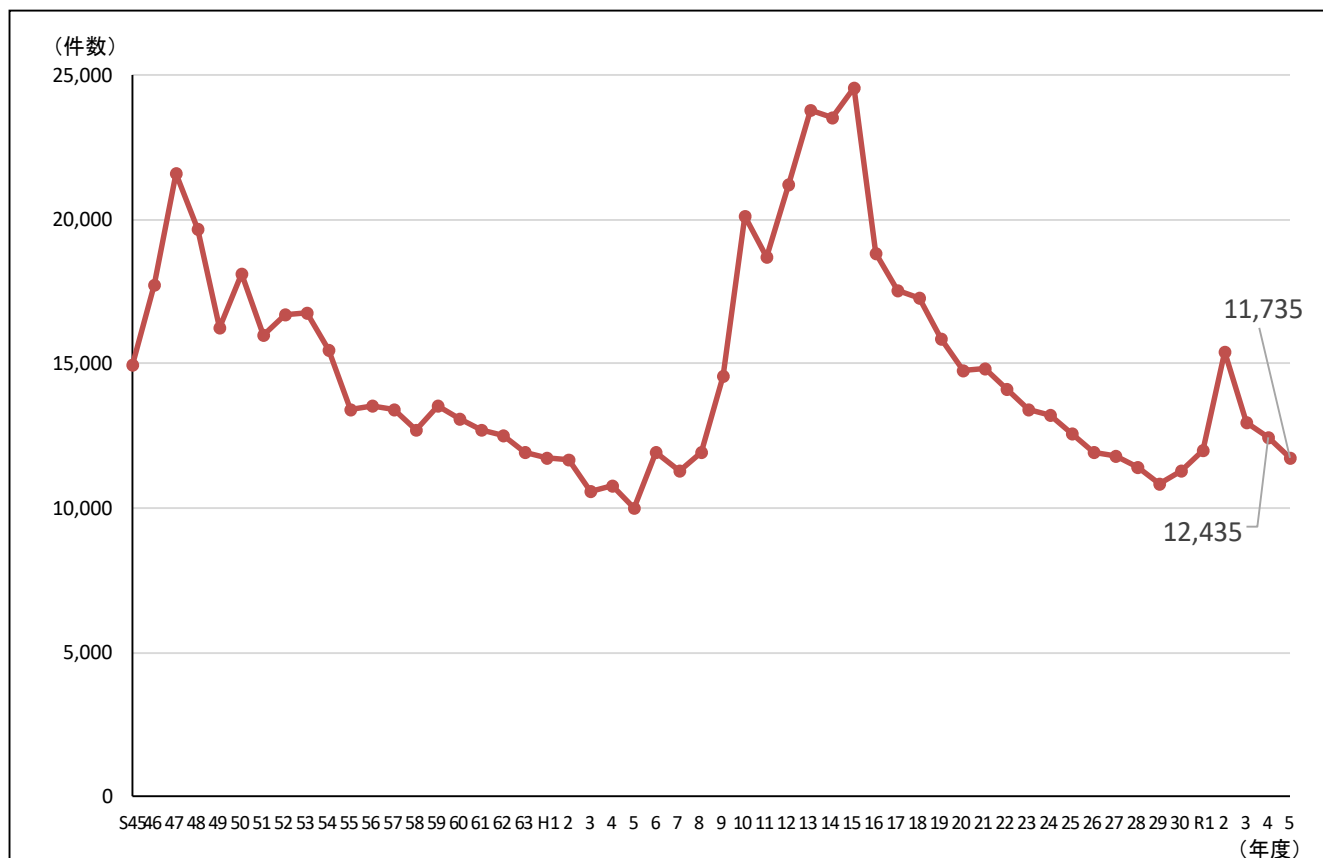


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和5年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却が2,603件（全体の22.2%）と最も多く、次いでサービス業・その他の1,911件（同16.3%）、個人住宅・アパート・寮の1,584件（同13.5%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較し増加したものは、それぞれ、畜産農業に係る苦情が45件（前年度比4.0%）、下水・用水に係る苦情が81件（同18.2%）であった。一方で減少したものは、それぞれ、野外焼却に係る苦情が473件（同15.4%）、サービス業・その他に係る苦情が91件（同4.5%）、個人住宅・アパート・寮に係る苦情が75件（同4.5%）、その他の製造工場に係る苦情が93件（同10.9%）、食料品製造工場に係る苦情が98件（同17.1%）、建設作業現場に係る苦情が4件（同1.2%）、飼料・肥料製造工場に係る苦情が35件（同15.9%）であった。

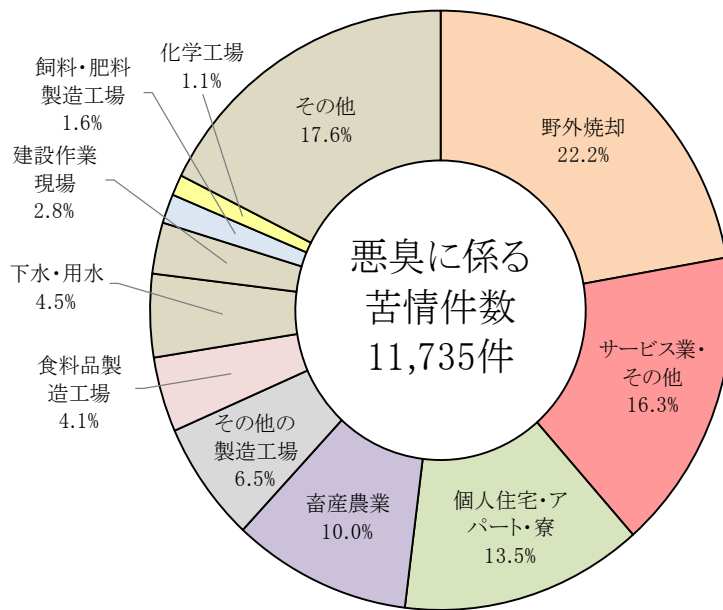


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和5年度）

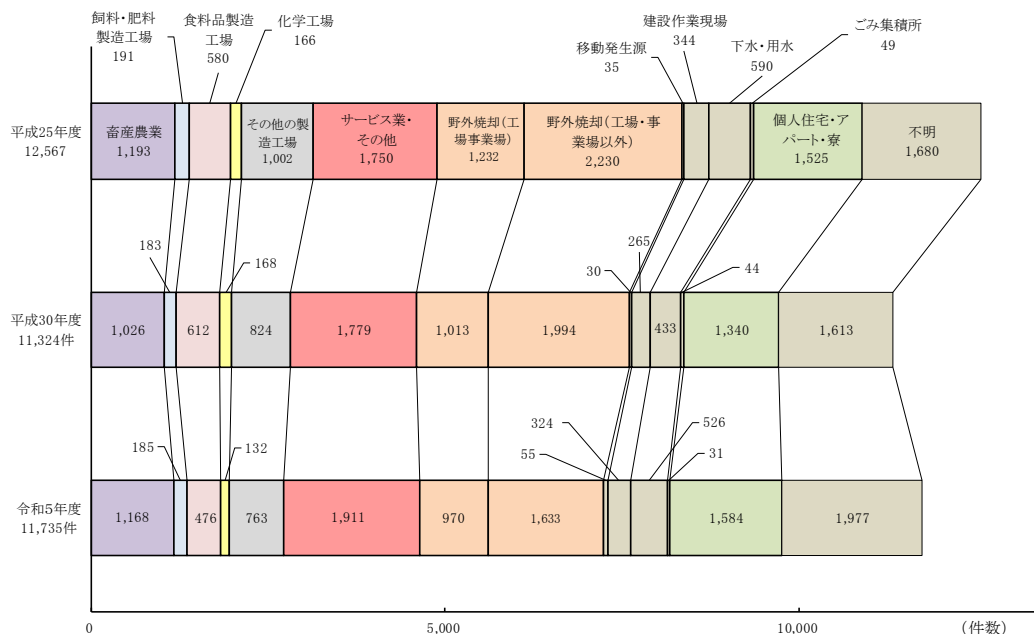


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和5年度の苦情件数を都道府県別にみると、愛知県の1,156件が最も多く、次いで東京都1,150件、神奈川県726件、千葉県677件、静岡県596件であった。上位5都県で総苦情件数の36.7%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、沖縄県が211件と最も多く、都市の規模に関係なく地域によって差がみられた(表1)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中18道府県で苦情が増加し、29都道府県で減少していた(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和5年度)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	愛知県	1,156	沖縄県	211
2	東京都	1,150	山梨県	179
3	神奈川県	726	三重県	168
4	千葉県	677	大分県	167
5	静岡県	596	静岡県	165
	全国	11,735	全国平均	94

注) 人口は令和6年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況(令和5年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和4年度	令和5年度	件数	割合		令和4年度	令和5年度	件数	割合
北海道	203	208	5	2.5%	滋賀県	166	158	△8	△4.8%
青森県	55	47	△8	△14.5%	京都府	186	231	45	24.2%
岩手県	90	91	1	1.1%	大阪府	633	571	△62	△9.8%
宮城県	193	209	16	8.3%	兵庫県	499	524	25	5.0%
秋田県	99	75	△24	△24.2%	奈良県	87	89	2	2.3%
山形県	89	86	△3	△3.4%	和歌山県	53	60	7	13.2%
福島県	127	113	△14	△11.0%	鳥取県	67	69	2	3.0%
茨城県	452	435	△17	△3.8%	島根県	62	43	△19	△30.6%
栃木県	221	140	△81	△36.7%	岡山県	101	80	△21	△20.8%
群馬県	178	139	△39	△21.9%	広島県	159	148	△11	△6.9%
埼玉県	572	539	△33	△5.8%	山口県	90	101	11	12.2%
千葉県	836	677	△159	△19.0%	徳島県	55	67	12	21.8%
東京都	1,210	1,150	△60	△5.0%	香川県	112	138	26	23.2%
神奈川県	744	726	△18	△2.4%	愛媛県	101	71	△30	△29.7%
新潟県	224	219	△5	△2.2%	高知県	44	45	1	2.3%
富山県	28	34	6	21.4%	福岡県	577	443	△134	△23.2%
石川県	77	56	△21	△27.3%	佐賀県	78	49	△29	△37.2%
福井県	139	77	△62	△44.6%	長崎県	152	142	△10	△6.6%
山梨県	160	144	△16	△10.0%	熊本県	140	127	△13	△9.3%
長野県	287	289	2	0.7%	大分県	244	186	△58	△23.8%
岐阜県	315	279	△36	△11.4%	宮崎県	113	123	10	8.8%
静岡県	616	596	△20	△3.2%	鹿児島県	186	176	△10	△5.4%
愛知県	1,111	1,156	45	4.1%	沖縄県	251	314	63	25.1%
三重県	253	295	42	16.6%	合計	12,435	11,735	△700	△5.6%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和5年度の苦情総数は11,735件であり、そのうち悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,171件(全体の35.5%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情は1,434件(同12.2%)であった。

また、規制対象外となる工場・事業場以外(個人住宅・アパート・寮、下水・用水等)の発生源に対する苦情は6,130件(全体の52.2%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数(令和5年度)

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,171 (35.5%)	1,434 (12.2%)	5,605 (47.8%)
工場・事業場以外	4,671 (39.8%)	1,459 (12.4%)	6,130 (52.2%)
合計	8,842 (75.3%)	2,893 (24.7%)	11,735 (100.0%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和5年度末時点で1,317市区町村(前年度1,315市区町村)であり、全国の市区町村数の75.6%(同75.5%)であった(表4)。

表4 規制地域の指定状況(令和5年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
悪臭防止法地域指定	750	23	486	58	1,317
割合(%)	94.7%	100%	65.4%	31.7%	75.6%

Ⅲ. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和5年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,352名（前年度3,299名）であった。

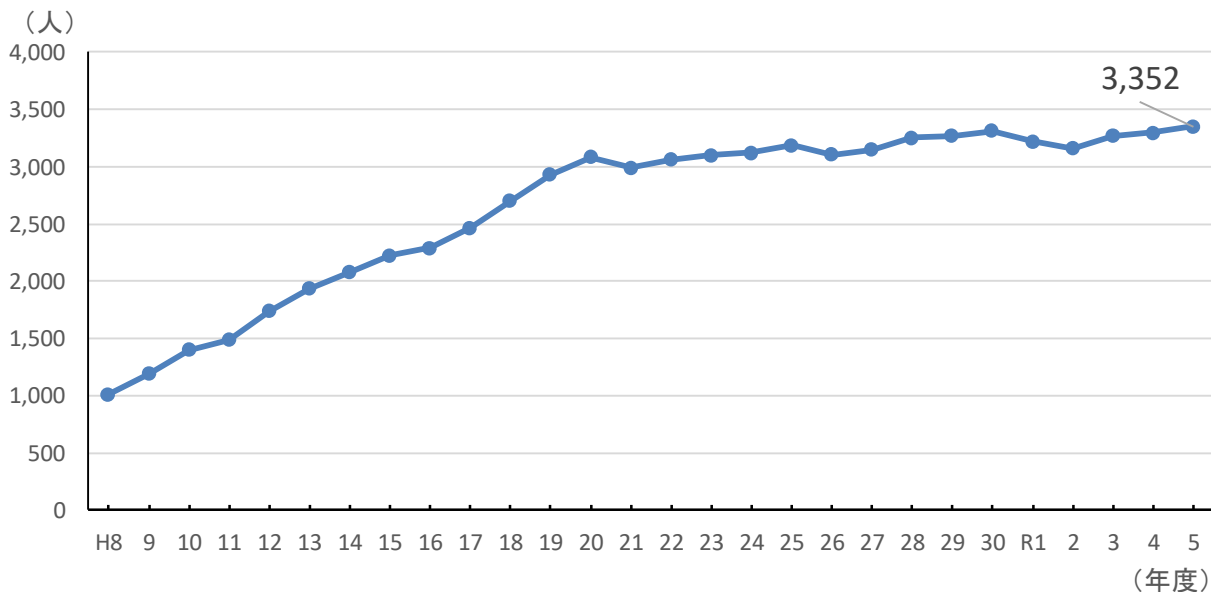


図4 臭気判定士免状取得者数の推移

Ⅳ. 悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情の件数は4,171件（前年度4,497件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が870件（前年度944件）、報告の徴収が230件（同245件）、悪臭の測定が58件（同73件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは25件（同20件）、改善勧告が7件（同2件）、改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が763件（同762件）行われた（表5）。

表5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
立入検査	944	870
報告の徴収	245	230
測定	73	58
（うち基準超過）	20	25
改善勧告	2	7
改善命令	0	0
行政指導	762	763

注）苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。